

【初公開】 「裁判官の職務における不正の実行を見る」

証拠と合わせてご覧いただくことで追体験ができます

高橋 豊 (豊田テック・ATVA 代表)
神奈川県横浜市旭区本宿町 2 番地
toyosa.contact@gmail.com

時間の経過を追ってご説明致します。【地裁を中心に、家裁から高裁控訴審とその背景】

2022WM1.1A 版

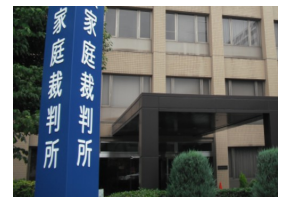
S 氏 家庭裁判所に虚偽の申し立て

S 氏両親が依頼した W 弁護士は、

S 氏の代理人として**家庭裁判所に、虚偽の主張で申し立て**をしたが、

高橋と A さんの母は**上申書を提出。証拠に基づき事実を示した**ので

S 氏らの望む結果は得られなかった。



S 氏 今度は地方裁判所に被害者として虚偽の申し立て

S 氏の代理人、大物弁護士、今度は地方裁判所で勝負に出た。

家裁で申し立てた事実と異なる虚偽の主張をそのままに、さらにグレードアップ。

S 氏と S 氏の両親は、描いた創作ストーリーを物証のないまま訴状に書き、地裁に提出。

裁判で被害者をのふりをし、**自分たちのした事を消し、作り話のストーリーで上書きしようと企てた**のです。

主張は作り話なので、**その話を証明するための証拠は一切ない**というなかなかのもの。

訴状を受理した地裁は、この民事事件を**担当する裁判官を M 判事**とした。

S 氏の訴状受理により、地裁は高橋へ特別送達で訴状を郵送した。



被告人に「A さんの母」と「高橋」を加えて提訴したことが、

S 氏らにとって 吉と出るか 凶と出るか・・・

高橋へ地裁から訴状が届く

高橋のもとへ訴状が届きました。

訴状を確認したところ、**自分が筆頭で代表という形になっていた**ので、「これは不幸中の幸い」と高橋は思った。

弁護士ではない高橋が、Aさん親子の裁判で法廷に口を出すことはできないが、当事者となれば別だ。民事訴訟の被告本人は裁判活動における法に基づく権限を有しているの、ひとまず安堵した。

裁判という大変な事ではあるが、**これまでのやりとり**と異なり、法廷での事実の証明ならば「原告」であるS氏らへのいろいろな配慮はほぼ不要なので、

高橋の負担となる手間や制限が減って、精神的に少し楽になった。

S氏の代理人が大物弁護士なので、当初から本人訴訟で争うつもりの高橋は自ら答弁書を作成し地裁に提出しました。

民事部に入り初対面の書記官K氏と話しをした印象は、冷ややかな感じの印象でした。

S氏の訴状を読んでいる書記官K氏としては、悪者の高橋を目の当たりにしたわけで、「まあ当然の反応だよ」と思いました。

しかし、その日の夕刻、**担当書記官K氏**から高橋宅に電話があり、

「全て読みました。弁護士を依頼したほうが良い」と熱心に薦められました。

電話の印象が昼間とは全く違って驚きました。

提出の時と真逆の好印象な感じに変わり、話も良心的で親身に気をかけてくださいました。

しかし、S氏の依頼した大物弁護士Wと高橋の間で、

文書のやり取りも含め6か月近くいろいろな事がありましたので (19ページ参照)

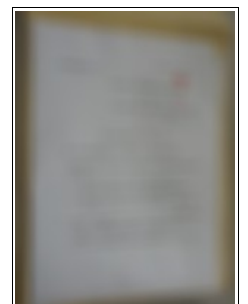
S氏の依頼した大物弁護士Wの影響下にあると思われる弁護士会で、

依頼するつもりは無いこと書記官に伝えたところ、

「違う地域の弁護士会所属ならば大丈夫だと思います」

と、とても熱心に薦められたので、Kさんの顔を立てて弁護士を依頼することにしました。

(手間は増えるが、弁護士活動を生で見られて勉強にもなるしね、などなど思うようにした)



裁判官 M 判事が、なぜか K 判事に変更された

初回口頭弁論の裁判官席には担当する M 判事が着席していた。

M 判事に弁護士はまだ決まっていない旨を伝え、最後に次回期日を打合せし、閉廷となった。

しかし、次回期日に出廷すると、M 判事の姿はなく、

不正判事 K (以降 K 裁判官) が担当となっていた。

M 判事 (現在は公証人) は、良識のある穏やかで、きちんと話を聞くタイプの印象であったが、なぜ変更となったのでしょうか。

(はじめに提出した高橋の答弁書の内容と、S 氏の大物弁護人の威力が影響したのか?)

N 弁護士さんへ依頼することに決めました。

高橋は、依頼した弁護士が事件の全容について、より多くより早く理解が進むよう、証拠と資料を提供。

裁判所に提出する文書や証拠説明書などの文面は基本高橋が作成した。

準備書面などのやりとりで、物証を示さず、ただ主張を繰り返す S 氏に対して、

高橋は物証(乙号証)と証拠説明書をつけた書面で、

S 氏の主張が虚偽または事実でないことを順に示していった。

K 裁判官に不審な言動が見られるようになった

言い逃れをする S 氏らに対し、高橋が証拠を用いて主張を覆す「モグラたたきゲーム」のような状態。

反論できない S 氏らが不利な状況に追い込まれると、次第に K 裁判官の様子がおかしくなってきた。

高橋側の弁護人(以降 N 弁護士)へ圧力をかけ、証拠写真の印刷の仕方がダメだとか、作りがどうか言いがかりをつけ、K 裁判官の独裁的な横暴さの一面が見えたように感じました。

K 裁判官は N 弁護士に向かって

高橋を威圧するよう睨みながら「なんでいるんだ」と脅すように言った。

恐ろしいと感じたのか、N 弁護士はうまく言葉に出せず

「流れで・・・」と K 裁判官に答えた。

TOP

List

高橋は、何人もの人生がかかっている重要な裁判を、弁護士さん任せなどしない
あった出来事を一番よくわかっているのは、弁護士ではなく当事者である本人たちです

K 裁判官の意図はなにか？ 高橋への態度は圧力か

K 裁判官は法廷で職務中、高橋へ圧力のつもりか、それとも何かの意図があるかは不明ですが
高橋に対しおちよくなった発言や、ばかしたような言動をするなどした。

そして高橋に対する K 裁判官の法廷発言で、高橋の主張したある大事な部分に対し、
ばかにした態度の話し方で「〇〇だったら良かったのにねえー」などと、ひやかすように言った

高橋は「まさか K 裁判官は法令を知らないのか」と思うほど、あの場面ではありえない発言であった。
プライドの高い裁判官の機嫌を損ねるようなことはしたくないが、しかし高橋の大事な主張部分
であったため、K 裁判官の法廷での発言を聞き流すわけにはいかなかった。

次回期日に提出する準備書面で、K 裁判官が馬鹿にしながらか否定した部分について、各種法令や
行政、省庁などの取り扱いなどを示し、K 裁判官の発言について

節度をもって誤りを正したところ、この話題について一切触れてこなくなった。

そして、いよいよ 9 月です。

K 裁判官が法廷で不正、違法行為をするあの日が迫ってくるのでした

被害者 A さん、体調不良で尋問延期の手続き。 K 裁判官が了承し時間変更

被害者 A さんの体調が悪く、自身の裁判とはいえ、無理をさせて何かあったら取り返しがつかない
ことを憂慮した高橋は、N 弁護士に連絡し、体調が悪いので **A さんの尋問は延期願いたい**と伝え、
裁判所に延期の手続きをお願いいたしました。

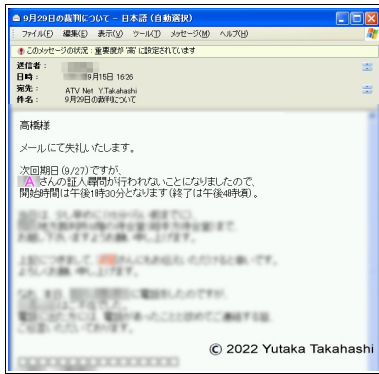
9 月 15 日、延期の手続き完了のメールが N 弁護士より届きました。（画像 1）

A さん尋問時間(午前 11 時から)が無くなったので、午後 1 時 30 分からに変更となっています。

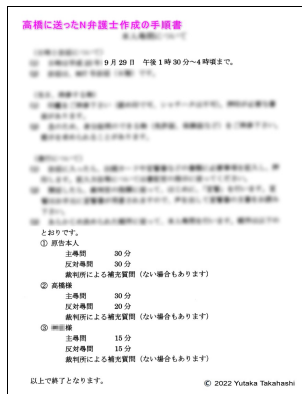
そもそも**時間を決めるのは K 裁判官**です。

職業的に当然ですが、**K 裁判官は手帳に細かく予定を書き込んでいる人**です。

法廷予約などもあり、「自分の決めた時間を忘れる」ことはあり得ないでしょう。（**ところが**）



画像 1



画像 2



画像 3

N 弁護士から手控え書が送られてきました。(画像 2)

A さんは体調が悪く出廷できないので、尋問の延期を申請し認められた。

法廷使用の予約は、午前の尋問が無くなったので、開廷時間を遅らせ午後からの 3 名分だけの時間に変更したことがわかります。それが午後 1 時 30 分開廷ということです。

延期を認める、時間の変更をする、これらは「K 裁判官」の判断でおこないます

9 月 15 日の延期申請のやり取りと、

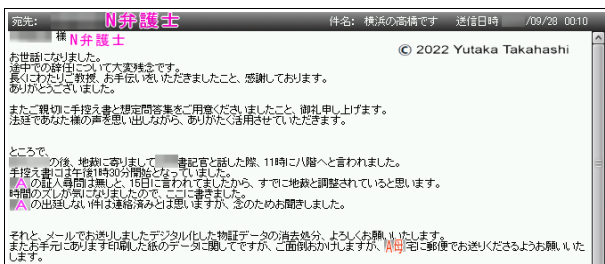
承認し時間変更に至る過程を図にまとめたのが (画像 3) です。

9 月 27 日、いろいろあって N 弁護士が辞任されました

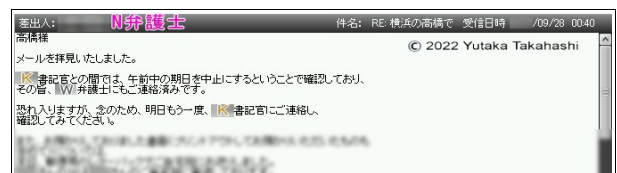
N 弁護士が裁判所に辞任を通知したのが「27 日午後 5 時より前」(画像 9)。

辞任を聞いた K 裁判官は、急遽開廷時間を変更。

なぜか当初の開廷時間「午前 11 時」に開廷時間を戻しました。



画像 4



画像 5

TOP

List

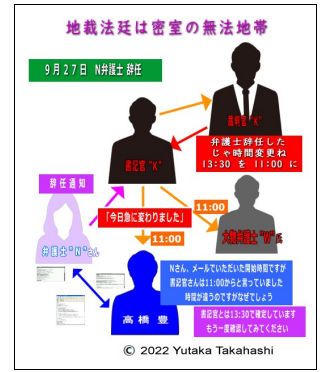
お芝居をするために舞台を整えた、ということでしょうか

高橋は「27日午後5時」に地裁民事部を訪問。

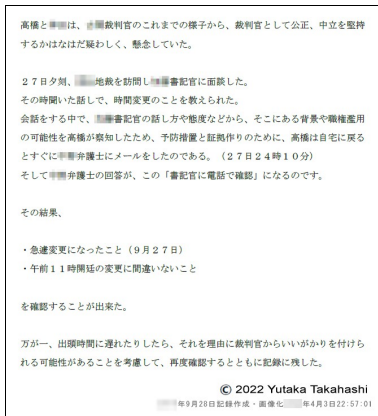
K書記官と面談、弁護士辞任について報告したところ、「明後日の法廷、急遽時間変更になり午前11時となった」と伝えられました（画像7）

不審に思った高橋は、自宅に戻ると確認のため、N弁護士へ開廷時間についてメールで問い合わせをしました（画像4）

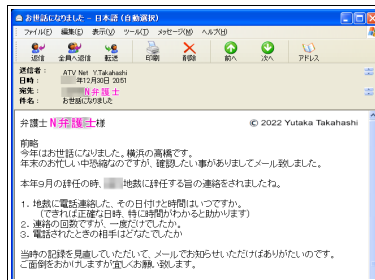
N弁護士から回答のメールがあり、時間は午後1時30分なので、書記官に再度確認するよう書かれています（画像5）



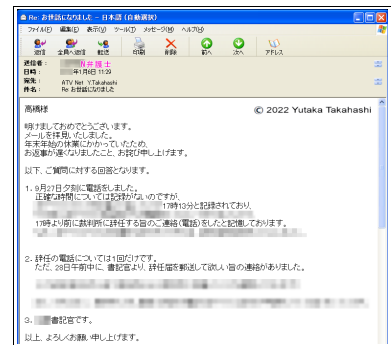
画像6



画像7



画像8



画像9

1. N 弁護士の辞任連絡をした時間 「9月27日午後5時よりも前」（画像9）
2. 高橋が地裁訪問し、民事部でK書記官と面談した時間 「9月27日午後5時過ぎ」
3. K書記官の発言（画像7）
4. W弁護士の発言「9月29日午前11時30分頃」

（「急に時間変更になったので、原告が午前の開廷に間に合わなかった」）

K裁判官が開廷時間の変更を思いついたのは、N弁護士の辞任の通知を聞いたあと、
ということで間違いないと判断できます

いよいよ、危険な裁判の開廷です

法廷でお芝居する K裁判官の不正違法行為がはじまります

9月29日午前11時開廷の反訳記録（公務中のK判事不正行為の一部）

(00.00.02) K裁判官

「 えーと、今日尋問予定の、Aさん、いらしてないね 」

(00.00.07) 高 橋

「 N先生から連絡いただいています 」

(00.00.12) K裁判官

「 で、Aさんについては、あのう証拠申し出もあるし、
でえ責任もって連れてきます、ということだから**してるわけですよ 」

(00.00.25) K裁判官

「 来ても来なくてもいいちゅうもんじゃあないですよ 」

(00.00.28) K裁判官

「 えーで今日のは明らかに正当な理由のない不出頭なので、あのう、
これを維持されるのだったら、呼び出しに切り替えますし、
場合によっては拘引します。

拘引ていうのはお巡りさんが行って連れてくることをいう 」

(00.00.47) K裁判官

「 じゃあそうしてもいいのね 」

(00.00.52) K裁判官

「 だからあ、今日来ないから今日はもう取り調べができない 」

(00.00.57) K裁判官

「 だからあ、こちらがどうしてもこれを取り調べろというんだったら、
そりゃあ拘引してもやりますよ。 やるのかな 」

証 1-2 へ続く

(00.02.00) K裁判官

「する気はあるんですか」

高 橋

「はい」

(00.02.35) K裁判官

「そちらとしては、なお A さんを証人として呼ぶッ、そ、そういうことねッ。

もっそれだったら拘引しますよッ。もう。

どうせ正当な理由なく来ないでしょうからッ」

(00.02.45) K裁判官

「**無理やり連れてくるんですから**」

(00.02.52) K裁判官

「来てもいい、来なくてもいいって問題じゃないんですよ

それでえ、**来なければあ、あの、しよっ引くんですよ**」

(00.03.15) K裁判官

「今回は同行というのは、責任をもって連れてきますということであって、

普通はこれ裁判所から呼出状が行くんですよ。

来なきゃあどうなるってこともちゃんと書いてある」

(00.03.28) K裁判官

「正当な理由がなく来なかったら拘引することがある、

無理やり連れてくることがあります、っていうことを書いた呼出状を送るのが、

正か、あのう…手続きなんだけれども

こちらが責任をもって同行しますっていうからしてないだけで」

(00.03.47) K裁判官

「もう今日やらないんだったら呼び出しに切り替えますら」

(00.03.54) 高橋

「いきなり拘引？」

(00.03.55) K裁判官

「いきなりまではしないけれども、

今日はすでに1回目の正当な理由なく、あのう…出頭していないので」

(00.04.31) K裁判官

「手紙なんちゃ甘いもんじゃないッ、呼出状ッを出しますし…」

(00.05.15) K裁判官

「まだ維持するのね、Aさんの申し出は。

撤回しないということだったら、さっきのような手続きになる」

(00.05.34) K裁判官

「だからもう、今日連れてこないということは、

これはあのう、**裁判所をすっぽかしている」**

(00.05.44) K裁判官

「**今日来なかったということだけで却下する** という…選択肢もある。

こちらが撤回しないんだったら裁判所が採用取り消して、こう却下します」

(00.06.04) K裁判官

「じゃあそれでいいね、なお維持するということ」

以上、午前の部の一部

Aさんが証言すると事実が明るみに出て、S氏が不利になる

S氏を助けるために、K裁判官は芝居をして妨害し、Aさんが法廷で発言しないよう脅します

(芝居をした = 故意による行為)

Aさんの仕事と所得に影響を与える「**警察官による拘引**」をちらつかせ、

裁判官が証言を撤回させようと脅すのは **職権濫用** であり、**脅迫** です

9月29日午後2時からAさん母へ。密室の法廷で裁判官の暴行、脅して口封じ

午後の部では、S氏とS氏の両親のせいで、病状が酷くなったAさんの母に対し

K裁判官は大声で威圧し、怖い形相をしてテーブルを拳で何度も叩き脅しました

まるで昔の刑事ドラマの取調室か。犯人を追い込む刑事のような尋問の仕方をするK裁判官。Aさんの母は、現在自分の病気が悪化していることもあり、恫喝や威圧されることが体調を悪化させるので、そのことについてK裁判官になんとか伝えようとしたが、

K裁判官にさえぎられ、更に脅されました。

事前に高橋がK裁判官に対して病気の事を伝えてあり、

尋問時に着席のまま発言することの承認を得ているにも関わらずです。

それにも関わらず威圧し、恫喝し、大声を出してテーブルを拳で叩くなどあってはならない行為です。

K裁判官の実力行使による被告人発言の妨害と、K裁判官の威圧や言葉の暴力

などによる恐怖から萎縮させられ言葉を失わせる、という心理を悪用した支配

も加わり、公正な裁判を受ける権利を侵害されました。(証拠がないと無かった事にされます)

高橋に対しても言うまでもない同様の有様で、発言しても聞いていません。

大物弁護士の方を向き、ニヤニヤしたり、アイコンタクトするなど、判事の態度とは思えません。

法廷を侮辱するK裁判官に退廷を言い渡したいぐらいです。

K裁判官の不正違法行為の証拠を押さえるため、録音データの確認をした

閉廷後、法廷の片付けを始めたK書記官に高橋は声をかけ、

ただいまの法廷について録音した音声記録データについて尋ね、その存在を確認した。

高橋はAさんの母の体調を気にしながら、法廷を出て、少し休息をとった後、地裁総務課へ向かった。

法廷の発言を収録した音声データを、消去させないための申し立て

地裁総務課を訪問した高橋とAさんの母は、さきほど閉廷した「〇〇法廷」で裁判官による被害と、その救済についての申し立て、及び法廷録音データを消させないよう、法廷録音記録の消去を防ぐ申し立てについて、どのような手続きをしたら良いか、総務課の〇職員に尋ねました。

総務課の職員によると、**地裁所長〇**に対して書類で出す、ということなので高橋は申し立て文書の書式について尋ねると

「特に書式はありませんので、内容を書いて出していただければ良い」とのことでした。

地裁を出てAさんの母を自宅に送り届けた後、

高橋は法廷でおこなわれた**K**裁判官による不正行為と、その被害について記し、不正や違法行為、権利侵害などについての救済を申し立てるとともに、その証拠となる法廷の様子を記録した録音データを消さないよう記し、地裁所長宛てに送った。

地裁所長、または裁判所から一切回答がないため、追加文書を複数回送付した。

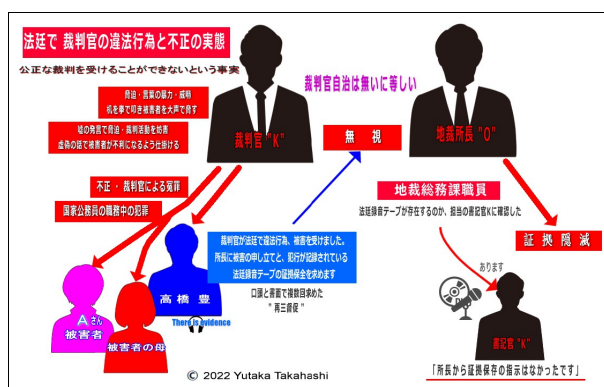
また**K**裁判官に対しても文書を渡しているが、一切回答は無く

〇所長、**K**裁判官ともに、**完全無視されました。**

地裁所長**〇**は退官し、現在弁護士となっています



画像 9



画像 10

一審判決は、原告S氏の主張を全面的に認め、原告「完全勝訴」となりました

S氏とS氏の両親がしたことについてはこちらを[ご参照下さい](#)

高等裁判所に対して控訴手続きをしました

高橋は即日控訴の手続きをし、地裁の監督者でもある高等裁判所で、

K 裁判官の不正違法行為を追及するとともに、

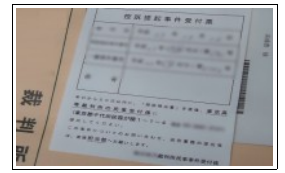
裁判のやり直しを含め、K 裁判官の不正による被害の救済、回復を求めた

裁判官自治を標榜する裁判所が機能していない事実を、上級審としてどのような対応するか

また裁判所組織として、下級審の所長による裁判官の不正違法行為の隠蔽をどうするのか

などを問うものとなります。

高橋は、高裁控訴審へ K 裁判官による職権濫用や信用失墜行為だけでなく、便宜供与の贈収賄も併せて書面に記しました。



控訴審裁判長へ、地裁保管の証拠品押収を願い出る

法廷の裁判長に対し、下級審である地裁の音声データを証拠品押収してほしいと願い出たところ、

「高橋さんが地裁所長に申し立てしているのですから大丈夫ですよ」

などととられました。

高橋は電話で控訴審担当民事部に連絡して、押収許可状を私に出してと言ったら

「前例がないのでどうしたらよいか」・・・。

S 氏については、地裁、高裁共に出廷せず、尋問の時だけ出廷、基本大物弁護士に任せっきりです。

大物弁護士、とりあえず書面は出すものの、これまで作り話と誤魔化しを繰り返していたため、

地裁と高裁で主張が相反するなど、整合性がとれなくなり、

高橋の質問には「不知、不認、または否認」と発言するか、「完全黙秘」を繰り返す状態です。

このような態度にたまりかねて、高橋は控訴審裁判官に対し

「原告は裁判に訴えた本人なのだから、主張が事実であることを証明するべきです。

なぜ自分たちの主張を証明しないのか。原告なのだから立証責任があるでしょう。

なぜ黙秘を続けるのか。これでは困るので何とかしてほしい」と裁判官に訴えたところ、

裁判官は大物弁護士の顔を覗き込むようにして「黙っていれば不利になりますよね」と

不快そうに言ったあと、高橋を見てうなずきました。



地裁書記官に対して、音声データの消去防止措置がとられているか、確認するため

地裁民事部を訪問した高橋は、書記官に対して証拠の保管状況と、所長が保全の実行をしたかなど、
所長が発したであろう命令の状況を確認するため、担当した書記官に聴き取りしました。

2月15日午後 担当した書記官への事実確認【地裁民事部室にて】

(00.00.02) 高橋

「ある？ 証拠」

(00.00.04) K書記官

「私の、その時の事件の、で、えっと録反にかけたやつのはえっとデータですよ」

(00.00.11) 高橋

「あったでしょう？」

(00.00.12) K書記官

「それは…ないです」

(00.00.14) 高橋

「申し立て出てるんだけど、消しちゃったの？」

(00.00.22) K書記官

「いちおう私は聞かれて、えっと、あれ保存期間決まっています」

(00.00.26) 高橋

「保全を申し立ててあるでしょう」

(00.00.28) K書記官

「それは私のところには来てないです」

証 2-2 へ続く

(00.00.29) 高 橋

「私所長にも言ってあるしで2回も書面でやってるのね、
隠蔽しちゃったっていうことなのね」



(00.00.36) K書記官

「私は知らないです」

(00.01.02) 高 橋

「Kさん(書記官の氏名)は知らなかったんでしょう」

(00.01.03) K書記官

「ええ」

(00.01.05) 高 橋

「(〇所長が)もみ消したのね」

以上、担当書記官聴き取りの一部

担当した書記官は、「何も指示されなかった」と話しています

裁判官訴追委員会に申し立てをおこないました

裁判官訴追委員会に証拠を添付し申し立てをおこないましたが
不問にされました。

訴追については、ほとんどの申し立てを却下してるそうで、99%と
言っても良いぐらいの割合だそうです。

裁判官とは、安泰ないいご身分ですね。おかしな話です。



国家公務員の特別職とはいえ、全体の奉仕者にかわりありません

しかも裁判所や裁判官は、憲法や法律を照合し公平な裁判で権利と自由を守る立場の人ですよ
裁判官が「自分だけは法を守らなくてもいい」、「地位と権力を利用して自身の利得で動いていい」
などと言うことが許されて良いのでしょうか。個人を犠牲にして自身の欲を満たすなどということ。

控訴審で被害者 A さんの尋問が実現。しかし・・・

A さんが法廷に入り、高橋の後ろの席に座ろうとしたところ、正面にいた S 氏と目が合った瞬間、体調が急変、救護のため 2 時間ほど休廷となり、尋問開始が遅れました。

高橋は、裁判長と相談した結果、S 氏の姿が A さんの視界に入らないよう、急遽パーテーションを手配していただけることになりました。

職員の皆さんが地下の倉庫に取りに行ってお使いするなど、

多くの職員の方に協力していただきましたこと、とても感謝しております。

K 裁判官は「**どうせ正当な理由なく来ないでしょうからッ**」「**すっぽかした**」などと言って侮辱していましたが、**A さんの受けた傷はあまりにも深く、回復がいまだできていないことを控訴審の法廷で証明することになってしまいました。**

職員の皆さんはとても心配し、急遽休めるスペースを用意して下さりました。

高橋は A さんの容体が心配で見にいくと、付き添ってくれていた女性職員の方が、

「高橋さんが来てくれましたよ」と A さんに言い、高橋に会釈をすると部屋から離れました。

話してみるともう少し休む必要があると感じたため、「尋問はやめて帰ろうか」と聞いてみたところ、「頑張ってみる」という返事が帰ってきました。

しかしその声が力のない細い声だったので、無理はさせられないと思いました。

A さんの体調が少し落ち着いてきた様子が見られたので、再開することにしました。

しかし、定時を過ぎることがわかり、裁判長が「残業となってしまいますが、どうでしょうか」

と、裁判官と書記官、事務官に問いかけ、「私はいけません」と皆さんが同意して下さったことで、A さんの尋問を継続することができましたこと、職員の皆様に感謝しました。

ただ、A さんの体調が思わしくないため、高橋は予定していた尋問をほとんど止めて、法廷に立つ A さんの体調をみながら質問を選び話しかけました。

しかし、A さんの息もおかしく、声がほとんど聞き取れないような状況だったため、裁判官、書記官が身を乗り出すようにして聞き取ろうと苦勞していました。

反対尋問で大物弁護士の質問が、質問自体意味をなさない問いかけばかりで、

裁判長が「もういいでしょう」と、

腹立たしさが滲むような口調で大物弁護士の質問を止めてしまいました。

TOP

List

大物弁護士は一瞬とまどいを見せ、何かを考える素振りを見せたが

「まっ、いいか」と聞こえるようにつぶやくと、席に座りました。

これにて閉廷となりました。

控訴審判決では、高橋らの主張により逆転できたが、地裁の不正問題について不十分で、

納得のできないため、最高裁へ上告するという経過になりました。

退学問題で判明！ Aさんに影響を与えていた陰の存在「S氏」

「結婚したいので付き合っ。でも交際は秘密に・・・」

S氏は「誰にも交際を知られたくない」とAさんに話し、親にも内緒の交際をこれまで続けていた。

S氏の言葉を信じて家族にも話さず約束を守っていたAさんが、S氏の言うことに従った結果、
学業など複数の問題を抱えることになってしまい、誰にも相談できないという状況に追い込まれ、
大きなストレスとなっていた。

11月28日の午後、Aさんの通う学校の担任教師からAさんの母に緊急連絡があり、

「理事長が退学処分の方決定をすることになったので、なんとかしないと・・・」とのこと。

突然の知らせを受けて動転したAさんの母は、昔から付き合いのある学友の高橋に救いを求めた。

(Aさんの母は、S氏の影響で病気を発症し、一人で動くことができない身体の状態になっていた)

Aさんの母から事情を聞いていくうちに高橋は、

「もしかしてAさんの背後にいるのはS氏ではないか」と思うような気がしてきた。

説明しているAさんの母を途中で遮り、高橋の知っているS氏の家族構成や人柄などについて話し、
心当たりがあるかどうか確認してみた。

高橋がS氏について話し始めると、Aさんの母は驚愕の表情となり、みるみる顔色が変わっていった。

「娘から以前に聞いたことがある。なぜ知っているのか」と聞かれたため、

高橋と高橋の家族が小さい時からお世話をしていたMさんという女子について簡単に話した。

Aさんと同じやり方でMさんも誘われ、高橋の家族はプロポーズを受けた話しをMさんから聞いて

喜んだ時もあったが、S氏の言動や行動に不審を感じるようになり、問題にならないうちに距離をとる
ことができたことなどをAさんの母に話して聞かせた。

Aさんの通う学校で、退学処分撤回のお願いを

Aさんの母は、Aさんに何度電話をかけてもつながらないというので、高橋はメールで連絡してみたものの返事は無かった。

退学問題について速やかな対処が必要なため、高橋はAさんの母を連れて学校を訪問した。教職員と話し合った結果、なんとか退学処分は撤回していただけることになった。

のちに高橋がAさんへの聴き取りをした際、11月28日から電話やメールに出なかったのは、S氏から「電話に出るな」と強く止められたから、とのことだった。

S氏は、電話をかけてきたのはAさんの母だとわかっていて、電話を取らせないようにしたという。

S氏の両親「結婚させてくれ」と何度も懇願

高橋は、いくつかあるAさんの緊急な問題について、急ぎ対処しなければならない。

その他の問題も含め全てについてS氏が関わっているため、S氏抜きでは問題解決できない。

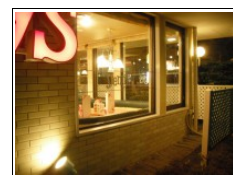
S氏とAさん、若い二人の将来を考え、話し合いで穏便な解決をするようS氏に呼びかけた。

しかし、問題のS氏は、当初「知らない」「無関係」と言い、逃げようとしたので、Aさんの人生に関わる重大事なので協力するよう高橋が説得した結果、Aさんの母と話し合いの場を作ることに同意した。

Aさんの母に、S氏が話し合いの約束した旨を伝えたところ、高橋に「同席してほしい」

と要請をしてきたので、「中立で、立会的な立場なら同席する」と答えた。

約束のレストランにAさんの母を乗せて行ったところ、S氏とAさんの座る右手に二人の男女がおり、S氏の父と母ということが挨拶の時にわかった。



話を始めるとS氏らは、「交際などない」「相談を受けただけ」「子どもを扱うプロだ」などと言い、

両親はAさん母に対して、「子どもの育て方が悪い」「母親が悪い」とAさんの母をなじりだす始末。

高橋はS氏らの態度のあまりの酷さに、中立、立会を続けることはできないと判断、

これ以上Aさんの母に対してエスカレートしないように抑え、現実の話しに戻るよう会話に加わった。

AさんはS氏を信じ切っており「盲信」「洗脳状態」で冷静な判断ができない状態にあった。

そのAさんが目の前にいる以上、S氏のこれまでにについて、ざっくばらんに話すことはできないので、

Aさんが気づかない程度で、S氏と両親が現実の状況を知ることができるよう手伝ったのです。

[TOP](#)

[List](#)

するとS氏の両親が一転、

「Aさんと結婚させてくれ」「至らない息子なので、私たちが責任もってフォローする」と何度も懇願。

挙句にはS氏の母がAさんに対して「S宅で同居しよう」

婚前同居の説得をはじめたことに、高橋は驚いた。

Aさんの母は

「まずは自宅に戻り問題解決と学校卒業が先。結婚の話はその後」と大反対。

しかしS氏の両親はAさんに対して同居アピールを続けた。

Aさんは、今までS氏が「両親へ紹介する」と言いながら先送りされてきたという事実があり、

S氏両親の懇願した「結婚させてくれ」の言葉を、両親から「結婚を認められた」と思ってしまい

結婚相手として認められたという「うれしさ」もあって、S氏の自宅で暮らすこととなった。

S氏からAさんの母と高橋にメールで毎日何回も連絡があった。(初めのうちは。次第に減る)

またS氏の母からAさんの母宛てに手紙もあった。

高橋は、S氏のメールの内容と変遷、S氏母の手紙の内容などから、結婚するつもりなどなく、

レストランでの話は、その場しのぎの口から出まかせを言ってAさん、Aさんの母をだまして責任逃れ

を企てたのではないかと、との疑惑が日に日に高まっていった。

S氏とやり取りした話やメールは全て記録として保管しており、万一に備えて高橋も保存しています。

年が変わり春はまだ遠いころ、S氏の母がAさん母に送った手紙の内容に、確認しないわけには

いかない文言があり、S氏に伝えた上、Aさん母は高橋に同行を頼んでS宅に向かいました。

高橋がインターホンを押したところ、まずS氏の父が出てきて、いきなり高橋を恫喝。

高橋は冷静に訪問理由を説明 (Aさんに頼まれた品物の届けと手紙の件) したところ、それまでの

勢いは尻つぼみとなり、黙って家の中に戻っていったところ、今度は母親が出てきた。

S氏の母は、なぜか高橋に食ってかかり手を高橋に向けようとしたため、高橋が尋ねたところ、

高橋の右側に立っていたAさんの母を思いっきり突き飛ばし、ケガをさせるという事態となったのです。

その出来事について、S氏は母親の後ろで一部始終を目撃しています。

大物弁護士 W 氏と高橋の間にあったいろいろ

3月31日の夜、S 氏の母親が S 氏を従え、A さん寝起きする部屋へ行き、

朝まで寝かさずに延々「別れるよう」強要しました。

そして自宅から追い出したことで、そもそもの問題が振り出しに戻りました。

いや S 氏の両親がした結婚の約束と、その他の行為が加わったので、更に問題が大きくなりました。

S 氏と S 氏の両親は、自分たちのしてきた行為を無かったことにするため、知り合いの議員に対して良い弁護士を紹介するよう依頼、大物弁護士 W 氏を雇いました。

大物弁護士に自分たちのしてきた事をもみ消し、無かったことにするよう図ったため、

W 弁護士からの文書には、事実と異なる内容が書かれ、

A さんと A さんの母は加害者、犯罪者同然に扱われていました。

高橋は、貴殿の文書は事実と異なり誤認があること、を伝えるとともに、

事実を知るための証拠もたくさんあるので、直接会って話をした方が解決への道で、

貴殿の依頼人の利益にもつながる、ということを書面で知らせました。

しかし、W 弁護士の書面ではあいかわらず同じことを繰り返し、あえて事実を知る努力は一切せず、

依頼人の問題解決をするどころか、余計に問題をこじれさせていることを頑なに認めないのです。

弁護士は依頼人の利益を守るためにいるのですから、弁護士が証拠を見ずに書面で事実と異なる無茶なやり取りを続けることは、結果的に依頼人の利益を損ない不利になることもある。

高橋は、S 氏、A さん、将来ある若い二人が不幸にならないよう、できるだけ穏便な形で解決をして

あげようと当初から苦心してきましたが、頑なな態度の S 氏両親と W 弁護士が、穏便な解決を

阻んでいることに、本人たちは気が付かないようです。

まずは自分がしたことを、認めることから始めないと問題の解決はできません。

高橋と W 弁護士の間でやりとりした文書は、虚偽の主張を弁護士が証明したという証拠にもなりました。

TOP

List

S氏たちは、自分たちだけ助かれば、AさんとAさんの母、その家族がどうなってもいいという考えであり、W弁護士も議員の紹介のせい引込みがつかない様子で、唯々攻撃あるのみというような状態です。

高橋に対しても書面でいいがかりをつけ、脅してくる始末。

そして、Aさんから詐欺、暴行、強要など複数の被害にあったかのように装い、書面に列記。

S氏は被害者だと主張し、家庭裁判所に申し立てをしました。

しかし高橋とAさんの母による上申書を提出、S氏らの企てを阻止できました。



このころになるとW弁護士は高橋の問いかけに反応せず、高橋は仕方なく事務所に電話をすると居留守を使われる状況となりました。

連絡をしない訳にはいかないなので、仕方なくAさん母に弁護士事務所へ電話してもらうことにしました。

Aさん母の自宅電話でかけてもらうと事務員さんがすぐに出ました。

Aさん母が用件を話をしているうちに、W弁護士が割って入り、

病気のAさん母に対して大声で恫喝しわめき、電話をかけてくるなどと言って

一方的に電話をたたき切ったのです。

横で聞いていた高橋は、電話が変わる時間もなく、怒鳴り散らしてあっという間に電話を切った

W弁護士の理不尽な対応を見るにつけ、冷静な話し合いでの解決は不可能という判断をせざるを得ないと考えました。

弁護士被害の救済を求めるため、所属する弁護士会にこれ以上の被害を出させないよう協力と、

解決の手伝いをしてもらえないか、弁護士会相談窓口で電話し状況を話したところ、

「懲戒請求制度」を案内されました。

内容がわかるパンフレットもある、ということなので、懲戒請求の案内状を送っていただくことになりました。

高橋は、W弁護士へ最後の猶予与えるとともに、真摯に対応をせず、これまでのようなことを

繰り返すのならば、懲戒請求をせざるを得ない、と通告。

すでに弁護士会の相談窓口で弁護士被害について相談した事を知らせた。

すると・・・

W 弁護士は、高橋に文書を送りつけ、

「弁護士の相談窓口がそんなこと言うはずがない、と弁護士の副会長が言っている」

と書いた上、**高橋は嘘つきだ、警察に告訴する**、とまで書面に書いて来たので、

これ以上穏便な形での話し合いは到底考えられない、無理だと高橋は思った。

高橋はまず、書面に書かれていた「弁護士の副会長」とは誰のことかを特定するため、弁護士の副会長全員をリストアップ。連絡をとり調べたところ、該当する弁護士が判明した。

その副会長に尋ねたところ、W 弁護士に対してそのようなことは言っていない、との話だったので高橋は

「勝手に発言したことにされて、書面に引用されてますが、それで良いのですか」

と質したところ、考えますとの事だったので、会話の全てを覚書に記し、副会長に送付した。

W 弁護士には、時間の猶予を与え、弁護士として正しく話し合いに応じるよう通告したが、

返答をしてこないため、前述の副会長に伝言を頼み、W 弁護士に高橋へ返事するよう依頼した。

猶予期間も過ぎ連絡がないため、仕方なく懲戒請求を申し立てました。

聴聞で W 弁護士は嘘をついていたことが、弁護士会綱紀委員会からの文書に書かれており、

これまでのように主張を押し通せば良いものを、嘘で誤魔化すなんて残念な人だと思いました。

「S 氏らの傷がこれ以上大きくならないよう」という高橋の配慮を蹴った

S 氏らが地裁に提訴しようとしていた頃、高橋は豊富な証拠があり、結果が予想できていたので S 氏の父親に電話をかけ、S 氏らの傷がこれ以上大きくならないよう、平和的な解決の道を勧めました。

しかし S 氏の父親は理解できないのか態度を改めないのです

高橋は 「このままではあなた方が損ですよ」 と諭したところ

S 氏の父は 「損得関係ない」と言い切りました。

高橋は「そうですか」ということで終了、S 氏らは自ら最悪への道を突き進むことになったのです。

最高裁へ上告となり、高橋と A さん母は書面を携え S 氏宅へ久々の訪問。

高橋の言っていた通りになって思い知ったのか、S 氏の両親が高橋に深々と頭を下げ、

妙に下手にでてお茶を出し下さいました。 (高橋は当然手をつけません)

TOP

List

そもそも「人に罪をきせて自分たちだけ助かろう」などという考えが間違っている

そもそも初めて会った「レストランで話し合い」をした際、S氏の両親が懇願して「結婚させてほしい」と繰り返した言葉どおり「結婚する」、本心は結婚したくないのなら誠意をもって謝罪し「破談」にするをしていれば大事にならずに済みました。(Aさんたちの心の傷も)

また、前述の高橋と父親の電話の時、高橋の勧めに応じていれば、S氏側の面目もある程度保たれた解決となっていたのに、もったいなかったですね。

自分たちの非を無かったことにし、被害者を悪者に仕立てて罪を着せ、自分たちを正当化して助かろうなど言語道断。無駄な悪あがきなどせず、いずれかの最善の道に踏み出していれば、大切な息子の話を準備書面や法廷で知ることなかったわけで、息子も法廷で、モグラたたきのつるし上げ、のような状態にならず、高橋に証拠とともに尋問され、自供することになったことなど、未然に防げたわけです。

また弁護士費用を無駄に払うこともなく、裁判で証拠を突きつけられ主張を覆されて、ぐうの音も出ないなどという体験をすることもなく、穏便な解決ができたものを、と思いますが、これまでとった行動を消すことはできないので、S氏と両親はきちんと責任をとるしかありません。S氏とS氏両親は、人の人生を狂わせ、貴重な時間を失わせ、必要のない労力、精神的苦痛、健康を損なわせ、経済的にも損害を与えたのですから、相応の罰を受けるのは当然のことです。

大物弁護士W氏が高橋にあてた「驚きのFAX」

最高裁に上告した際、大物弁護士W氏から高橋宅へFAXが届きました。

高橋宛てに書かれた文書は、これまでの言い訳を書いたような内容で、その後半には

「自分は穏便な解決を望んでいたのがあったが、S氏らが言ったのであって自分は悪くはないんだ」という旨が書かれた文書であったことをここに記しておきます。

K 裁判官の不正違法行為を実行した動機は？

高橋が裁判所職員に尋ねると皆が異口同音

「裁判所はどちらにも味方しない、公正、公平、中立で、話を良く聞き、証拠を見て判断します」と、そう答える。

しかし実態はどうでしょうか。

K 裁判官の行為は、病気などではなく、意図的であり、目論見、企て、実行することは上記の経過と K 裁判官の発言を見れば明白と思います。

では病気でないとしたら、動機は何が考えられるのでしょうか。

裁判官は任期 10 年です。

通常更新してまた 10 年裁判官を続けるか、または退官するかを選択するそうです。

退官後の職業は、多くが弁護士を選択し、それ以外では公証人や民間企業に転職するというのが一般的だそうです。

ただ弁護士に転職といっても、「コネがものいう」業界なので、高所得の弁護士になりたいならば有力な大物弁護士に口を聞いてもらう、クライアントを紹介してもらう、というのが確実な方法だそうです。

裁判で有力な大物弁護士に恩を売っておけば、退官後の仕事に困ることがなく、安定した高収入が得られる可能性が高まります。

人間は弱いもの、つい魔が差した、ということもあるでしょう。それとも常習でしょうか。弁護士の味方をし、利得を目的としたもなら、贈収賄を視野に入れたものとなります。

ちなみに裁判官の年収は、判事 1 号で 1,900 万円から 2000 万円ほどになるそうです。

判事 2 号でも地域手当が 18% の裁判官や、判事 1 号でも地域手当が 3% 以上の場合ならば 2000 万円を超えるようになるそうです。

昇給も早く任官 12 年ぐらいで 1000 万円を超えるようです。

退職手当は、東京高裁部総括判事が 65 歳定年退官した場合、

約 6400 万円ほど支給されるようです。

TOP

List

このような所得を得ていた裁判官が、退官後に低所得で暮らすことに我慢ならない、
という気持ちになる裁判官もいることでしょう。

野心家なら、更に儲けたいと思っても不思議ではありません。

弁護士のほか、なんとか委員会で年間報酬 2000 万円以上とか、公証人なら 1500 万円などと
言われていますが、退官する多くの裁判官が弁護士を選択するという現状なので、
法廷での職務中に、欲に目がくらむ裁判官がいても不思議ではなく、権力に溺れ麻痺する
などの潜在的な危険があることを認識して共有することが必要と思います。

裁判官自治の実態は「治外法権」なのか

(裁判所法81条)

裁判官の職権の独立とは、裁判事務について、他の如何なる国家機関も、指揮監督その他の干渉を行うことができないことを意味する。裁判官も、その執務振りについては、司法行政上の監督を受けるが、これによっても裁判の内容に影響を及ぼすことは許されない

**裁判官は、裁判官になるぐらいの人間なので、自分を律する事ができる特別な存在だから、
裁判官同士で公正に運営できる。外部からの監査などは必要なく、裁判官自治だけで大丈夫**
という趣旨を国会で最高裁長官が答弁しています。

しかし、現状を見れば法廷という密室で、裁判官の不正はおこなわれ、

裁判官の独裁的な権力と独立性を盾にして、書記官や弁護士の口を封じたり、口裏合わせを強要
する可能性があり、それができうる立場にあります。

大多数の人々は無条件で裁判所や裁判官を信頼していますが、裁判官自治を信頼できるか
どうか、無条件で信じることの危険性を考えてみる必要があると思いました。

今後については、なんとか最高裁判所を動かして、地裁裁判のやり直しと被害救済、K 裁判官と
裁判所所長への責任や再発防止など、残る課題を一つずつ確実に処理してゆく所存です。

(C)2022 高橋 豊

P1

- ・S氏家庭裁判所に虚偽の申し立て
- ・S氏今度は地方裁判所に被害者として虚偽の申し立て

P2

- ・高橋へ地裁から訴状が届く

P3

- ・裁判官 M 判事が、なぜか K 判事に変更された
- ・K 裁判官に不審な言動が見られるようになった

P4

- ・K 裁判官の意図はなにか? 高橋への態度は圧力か
- ・被害者 A さん、体調不良で尋問延期の手続き。K 裁判官が了承し時間変更

P5 - P6

- ・9月27日、いろいろあって N 弁護士が辞任されました

P7 - P8 - P9

- ・9月29日午前11時開廷の反訳記録(公務中のK判事不正行為の一部)

P10

- ・9月29日午後2時からAさん母へ。密室の法廷で裁判官の暴行、脅して口封じ
- ・K裁判官の不正違法行為の証拠を押さえるため、録音データの確認をした

P11

- ・法廷の発言を収録した音声データを、消去させないための申し立て

P12

- ・高等裁判所に対して控訴手続きをしました
- ・控訴審裁判長へ、地裁保管の証拠品押収を願い出る

P13

- ・2月15日午後担当した書記官への事実確認【地裁民事部室にて】

P14

- ・裁判官訴追委員会に申し立てをおこないました

P15

- ・控訴審で被害者 A さんの尋問が実現。しかし・・・

P16

- ・退学問題で判明 !A さんに影響を与えていた陰の存在「S 氏」

P17 - P18

- ・A さんの通う学校で、退学処分撤回のお願いを
- ・S 氏の両親「結婚させてくれ」と何度も懇願

P19 - P20 - P21

- ・大物弁護士 W 氏と高橋の間にあったいろいろ
- ・「S 氏らの傷がこれ以上大きくならないよう」という高橋の配慮を蹴った

P22

- ・そもそも「人に罪をきせて自分たちだけ助かろう」などという考えが間違っている
- ・大物弁護士 W 氏が高橋にあてた「驚きの FAX」

P23

- ・K 裁判官の不正違法行為を実行した動機は？

P24

- ・裁判官自治の実態は「治外法権」なのか

P25

- ・目次

P26

- ・あとがきとリンクなど

裁判官や裁判所が、裁判における公正、公平を、軽んじている事実を、本件裁判官の職権濫用と不正違法行為を通して高橋が身をもって体験することができました。

密室の法廷における最高権力者の不正行為を抑止することができない裁判官自治など、一部の裁判所裁判官は事実上の治外法権の様相で、それを平然と悪用していることに大変な危機を感じるのです。

本件裁判における地裁民事裁判官、地方裁判所所長の不正違法行為を実例として、日本国民の有する権利と、公共性、公益性、裁判の公正公平が守られるよう、被害記録の開示をおこないます。

本事件の記録文書を開示する媒体として、WEB ページ、PDF、テキストデータ、電子メール、印刷物などを用います。

本文書は PDF 版です。予告なく加筆、修正する場合があります。

http://asahitelevision.com/cat/judgecrime2022_1.pdf (PDF ダウンロード)

開示文書についての情報は以下のサイトでお知らせいたしております。

・高橋の個人的範疇に関わる記録開示のお知らせサイト

http://asahitelevision.com/cat/judgecrime2022_1.htm

「にゃんだーランド」内に記録開示ページを設置してある理由は、

「にゃんだーランド」が高橋個人の社会実験用に作った個人検証サイトであるためです

・高橋の業務範囲に関わる記録開示のお知らせサイト

<http://asahitelevision.com/summary/index.htm>

/summary/index.htm を見出しと記事ページへのリンクの表示とし

/summary/ 内の広報発表資料を表示する空間に記事を表示します

・バックアップとして外部のサーバー、WEB サービスなど、保管先を複数設定してあります

本記録文書、写真等の画像は、高橋豊・Yutaka Takahashi が権利を有しています

報道機関、メディア、ニュースサイトなどの各社、個人ジャーナリスト様で本事件についてお取り上げいただく際、ご面倒をおかけしますが高橋までメールでご一報いただけますよう、宜しく願い申し上げます。



toyoasa.contact@gmail.com

2022WM1,1A 版 2022.07.26

©2022 高橋 豊 /Yutaka Takahashi